

非常変災時における非常措置について

★令和3年5月20日から避難勧告が廃止になり、避難指示で必ず避難に変わりました★

記

1. 暴風警報における措置について（県下一斉に臨時休業）

- (1) テレビで、午前7時において滋賀県甲賀地域下に「暴風を含む警報」及び「特別警報」の報道がなされた場合
- ① 臨時休業 「暴風警報・特別警報の発令と同時に、臨時休業となります。」
 - ・原則として、学校からの連絡はいたしません。
 - ・暴風以外の、大雨・洪水・大雪等の警報の場合は、ただちに県下一斉臨時休業とはなりませんのでご注意ください。
 - ② 授業時間の繰り上げ
 - ・登校後にあつて暴風警報、特別警報または警戒レベル4（避難指示）が中学校区内で発令された場合、授業時間を繰り上げて下校させることがあります。
 - ・状況に応じて、保護者の皆様に児童のお迎えをお願いする場合があります。
- （「学校メール」には必ずご登録をお願いします。登録されない方は、お知り合いの方と連絡を取り合ってくださいますようお願いいたします。）

2. 警戒レベル4（避難指示）の発令時における措置について

- (1) 午前7時において甲南中学校区内で警戒レベル4（避難指示）（避難準備情報は除く）が発令中の場合は、臨時休業とします。

3. その他の警報等における措置について

- (1) 児童の安全確保が危ぶまれるために、本校独自で「臨時休業とする」「授業開始時刻を遅らせる」「授業時間を繰り上げる」などの措置をとる場合があります。
- ① 暴風警報等が必至と判断される場合
 - ② 暴風以外の、大雨・洪水・大雪等の警報の場合
- (2) 本校独自で上記の措置をとる場合は、学校メールより連絡させていただきます。（状況に応じて、保護者の皆様に児童のお迎えをお願いする場合があります。）

4. 地震発生時の措置について（5弱以上で臨時休業）

- (1) 前日の午後5時から当日の午前7時までに甲賀市内で震度5弱以上の地震が発生した場合は、通学路や学校施設等の安全確認のため市内全小中学校は臨時休業です。

5. Jアラートによる速報時の措置について（自宅待機）

- (1) 午前7時までに県内に「屋内避難の呼びかけ」があつた場合は、自宅待機となります。
- (2) 自宅待機解除等の連絡は、学校メールより連絡させていただきます。

6. ご家庭での安全指導について

- (1) 強風や大雨の際の登下校や外出には、思わぬ危険が待ち受けています。また、警報・注意報が解除されたり、雨や風が止んだりした後にも、河川の増水や崖崩れ等の危険が残ります。特に登校の際、上記警報等の発令が出ていなかった場合においても、危険な状態だと判断される場合は、自宅待機してください。危険防止について地域や児童の実態に即した適切な注意や助言を与えてください。
- (2) 警報・注意報等の悪天候の時、児童が遅刻・早退をする場合は、安全確認のため、平常以上に連絡を密にできるようにしてください。

7. お願い

- ① 臨時休業等についての学校・関係機関への電話による問い合わせは原則としてご遠慮ください。
- ② 通学路等、危険箇所が発生したり、事故に遭つたりした場合は、速やかにご連絡ください。

【学校メール（ミマモルメ）に登録がお済みでない方はご登録ください。（本校ホームページ参照）】